

山梨県災害時 避難対策指針

平成18年3月
(平成21年3月改正)
(平成25年3月改正)

山梨県

はじめに

これまでの集中豪雨災害等では、避難勧告等が適切なタイミングで適切な対象地域に発令できなかった、住民への迅速・確実な伝達が難しい、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないとといった事例が発生しています。また、平成21年8月には兵庫県佐用町において、台風による大雨のなか、避難場所に向かう途中の9名の方が用水路から溢れた水流に流され亡くなるなど、「避難」に関しては多くの課題が指摘され、避難に係る課題が浮き彫りになっています。

また、平成23年3月の東日本大震災においても、急激な環境変化、特に劣悪な避難所生活による病状の悪化やストレス等による死者（いわゆる震災関連死）も多数に上っており、それは、単なる過去の被害としてではなく、地震列島・日本の避難対策の教訓として受け継いでいくべきものといえます。

東海地震の切迫性と甚大な被害が想定されている本県では、阪神・淡路大震災等の地震災害や一連の集中豪雨災害の教訓を参考に「避難」に係る市町村の役割、住民の役割を整理し、平成18年3月に「避難対策指針」として取りまとめ、ガイドラインとして策定したところです。

今回の改正では、災害発生に備えた事前の対策や災害時要援護者の状況把握、災害の危険が迫った時の情報伝達や避難誘導の方法などについて、必要な事項を追記しました。

これにより、市町村を中心に、自主防災組織等の地域住民、避難所施設管理者が一体となり、地域の実情に応じた適切な避難対策マニュアル、避難所運営マニュアル、自主防災活動マニュアルを作成し、避難対策の一層の充実が図られることを期待しています。

はじめに

第1編 避難

第1章 一般災害	2
1 災害発生に備えた事前の対策	3
2 情報の伝達及び収集	4
3 避難勧告等の意味合い・役割	11
4 危険区域	14
5 富士山に係る噴火警報・火山情報等	15
6 避難誘導、安否確認	17
第2章 地震	19
1 自宅等の耐震性の把握	19
2 情報の伝達及び収集	19
3 東海地震に関連する情報	20
4 避難誘導、安否確認	24
5 救出・救護	25
6 滞留旅客に係る対策	27
7 集落の孤立化に係る対策	29
8 外国人に対する対策	30

第2編 避難所運営

第1章 避難所をめぐる基本的事項	32
1 避難所の目的	32
2 避難所の機能	33
3 対象とする避難者	35
4 大規模災害時の避難所の状況想定	37
5 関係機関の役割	41
第2章 事前対策の指針	42
1 避難所の指定方針	42
2 避難所の防災拠点化	44
3 福祉避難所の設置・活用の促進	45
4 避難所としての施設利用	46
5 避難所における備蓄等	48
6 避難所の運営管理体制の整備	50
7 避難所の周知	52
8 ボランティアの受入れ体制の整備	53
第3章 応急対策の指針	54
1 避難所の開設方針	54
2 避難所の開設	55
3 避難所の運営・管理	57

4	避難者・避難所の情報管理	58
5	災害時要援護者の保護	60
6	水・食料・生活物資の提供	61
7	生活場所の提供	64
8	健康の確保	65
9	衛生的環境の提供	66
10	広報・相談対応	68
11	ボランティアの受入れ	68
12	避難所の統廃合・撤収	69

第3編 自主防災組織等の活動

第1章	自主防災組織による避難対策	72
1	自主防災組織の役割	72
2	情報連絡班の役割	72
3	消火班の役割	74
4	避難誘導班の役割	74
5	救出・救護班の役割	76
6	給食・給水班の役割	76
第2章	避難所運営組織による避難所運営	77
1	避難所運営組織の事前設置	77
2	避難所運営組織の組織構成	77
3	避難所運営組織の役割	77
4	居住組の役割	80
5	総務班の役割	80
6	被災者管理班の役割	81
7	情報班の役割	82
8	施設管理班の役割	83
9	食料・物資班の役割	84
10	救護班の役割	85
11	衛生班の役割	85
12	ボランティア班の役割	87
13	要援護者班の役割	88

資料		89
----	--	----

第 1 編 避難

第1章 一般災害（風水害、火山等）

平成16年に全国を襲った集中豪雨災害では、避難勧告又は指示の遅れや、迅速確実な情報の伝達が困難なことにより、災害時要援護者が避難の途中に被災するなど、「避難」に関し多くの課題が示されました。

とりわけ、住民の「避難に対するイメージの固定化」、「行政への依存体質」などの課題があると指摘されています。

このため、住民のとる適切な避難行動や、市町村が行う情報の伝達、避難誘導等について、本ガイドラインを示し、県としての避難対策の推進を図ることを目的とします。

(参考)

国の「大雨災害における避難のあり方検討会報告書(平成22年3月)」により

「避難に対するイメージの固定化」：住民にとっての避難のイメージは、避難所として指定されている公共施設への「立退き避難」を前提として捉えられている場合が多い。

「行政への依存体質」：風水害の際に避難行動をとるタイミングを自分で判断するとの回答は2割(平成21年12月内閣府調査)

○集中豪雨災害時の課題

情報の伝達手段等に関わること	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告・指示に係る情報の入手ルートは広報車、テレビ、近所の親戚、知人、防災無線が主となる。(テレビが1番多い。)・防災無線の放送は、雨の音、へりの音で聞こえない。・どの地域が浸水しているか、川の水位情報、堤防等の決壊情報、災害予測情報など避難の可否を自分で判断するための情報の入手を望んでいる。・聴覚・視覚障害者、外国人等の災害時要援護者への情報伝達の体制が不十分。
市町村災対本部の対応に関すること	<ul style="list-style-type: none">・空振りを恐れ、避難勧告等の発令が遅れる。・市町村災対本部は、緊迫感を与えるような放送をして、市民がパニックに陥る恐れがあると考ええる。・マスコミ及び住民からの対応に追われる。
避難しなかった人の意見	<ul style="list-style-type: none">・寝たきりの老人や避難所に行くとは他の人に迷惑をかけるような家族を抱えた人も少なくない。・自宅が実際に浸水したり、道路が冠水してから避難を開始すればよいと考えるが、避難しようとしたときには、すでに避難路が冠水し、避難できない。・家財を2階などの高いところに上げたり、車を高いところに移動している間に避難できない状態になる。・いざとなれば2階にいれば大丈夫と考える。

「避難対策の5W1H」

〔何の〕〔何により〕〔いつ〕〔どこか〕〔誰が〕〔どこに〕〔どのように〕避難するなど、様々な状況に対して、「5W1H」の検討が重要です。例えば、
「台風○号による△△川の増水により、堤防が決壊する恐れがあるため、市（町 村）長が避難勧告をした時、市（町村）洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域に居住する住民は、区域外に指定された避難所へ、お年寄り等の安否確認をしながら避難する。」

1 災害発生に備えた事前の対策

災害が発生する恐れのある場合または現に発生した場合において、住民の迅速な避難や避難誘導及び安否の確認を行うためには、平常時からの備えとして、特に災害時要援護者の所在及び必要となる支援の状況等について確認しておくことが必要です。

(1) 災害時要援護者の状況把握

- ・障害者については、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル（平成17年3月）山梨県福祉保健部障害福祉課」において示されている「防災カルテ」の作成による、「要援護者台帳」の整備を進めるなどして状況の把握に努めます。
- ・高齢者（高齢者のうち、災害時等に支援が必要な者）については、介護保険被保険者台帳、在宅介護支援センターにおけるサービス基本台帳などを活用するとともに、公的サービスを受けていない者（独居老人、高齢者世帯を含む）などは民生委員等と協力して該当者リストを作成します。
- ・調査は、民生委員、地元自治会・自主防災組織、消防団及び関係団体等の協力を求め、定期的実施します。

(2) 状況把握の際の留意事項

- ・情報の中には、個人のプライバシーに関わる内容が含まれるため、収集・保管に当たっては、情報が外部に漏れることがないように、個人情報保護に配慮する必要があります。
- ・情報の収集に当たっては、対象となる災害時要援護者に対し、情報の利用の目的（災害発生時の避難支援に当たって避難支援者（災害時要援護者を避難所まで安全に避難させるため、自治会、福祉関係者等で平時からお願いしている協力者で、要援護者の体調等を考慮して避難誘導します。）に対して情報を提供すること等）を説明し、同意を得るようにします。（2-（5）についても参照）
- ・障害者及び高齢者以外の災害時要援護者（難病患者、妊産婦及び外国人等）についても、趣旨を説明し状況の把握に努めます。
- ・災害時要援護者（及びその家族等）に対しては、避難支援者が必ず助けてくれることを保障するものではないことを予め理解されるよう、説明しておくことが必要です。

2 情報の伝達及び収集

大規模災害が発生する恐れがある場合または現に発生した場合等に、市町村が的確な予防、応急対策をとるためには、**災害情報の正確かつ迅速な伝達及び収集**が必要です。

(1) 市町村の体制・機能の確保

災害時には平時とは異なる対応が求められることから、市町村内の関係部局間での①横断的な連携体制の構築、②災害対応に適した効率的な組織的体制の整備、③市町村長のサポート機能の確保、④関係機関との連携の強化に普段より取り組む必要があります。

①横断的な連携体制の構築

- ・ 平時から、防災部局と広報部局、土木部局、下水道部局、民生部局、衛生部局などの関係部局間で、災害時の情報収集や共有手法について確認するとともに、各部局が担当する業務や実施手順等を明確にすることにより、災害時の連携体制の構築できるよう準備する必要があります

②災害対応に適した効率的な組織的体制の整備

- ・ 防災担当職員等は定期的に異動することから、通常業務とは異なる災害業務に万全に対応できない恐れがあります。
- ・ 災害対策本部に必要とされる機能（指揮機能や情報機能など）ごとに整理し、求められる業務を定型化することで、災害対応に適した効率的な組織体制を整備しておく必要があります。

③市町村長のサポート機能の確保

- ・ 市町村長の適切な避難勧告等の発令を補佐できるよう、気象情報や河川情報等に関する専門知識を有した職員を養成、配置するなどの必要があります。
- ・ 市町村長への報告にあっては、文字や数字情報のみならず、現場の写真や映像など臨場感のある情報をリアルタイムで届けるなど、市町村長の判断をサポートする工夫も必要です。

④関係機関との連携の強化

- ・ 大雨時には上流域の降雨の影響により、短時間で下流域側の水位が上昇することも少なくありません。このような事態にも備えるため、平時から、周辺市町村、国県、気象官署、民間事業者等の関係機関との連携体制を構築し、必要に応じて広域的な状況把握に務める必要があります。

(2) 避難勧告等の決定

- ・途中で危険を感じることなく避難を完了できるくらい早い段階、すなわち、避難準備にかかる時間と移動時間を加えた時間より前になるように情報を出す必要があります。
- ・災害情報は、地域の実情により、また、災害の種別により、さまざまな内容となるが、伝達されるべき情報を事前に地域ごとに確定しておき、これについて防災機関と住民が共通の認識をもつ必要があります。
- ・市町村ごとの自然条件や実情に応じた、具体的な避難勧告等の発令基準を作成する必要があります。（発令基準等の作成にあっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成の手引き（山梨県総務部防災危機管理課）」を参考として下さい。）

(3) 避難勧告等の内容

<伝達内容例>

- ・発令日時
- ・発令者
- ・対象地域及び対象者
- ・避難すべき理由
- ・危険の度合い（「堤防から大量の漏水があること」「1時間後に道路冠水のおそれがあること」等、河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などについての説明を含めること。）
- ・避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示の別
- ・避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ・避難場所
- ・避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ・住民のとるべき行動や注意事項
- ・本件担当者、連絡先

《事前対策》

- 伝達文例を標準化しておきます。

<避難準備（要援護者避難）情報の伝達文例>

こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇小学校へ避難して下さい。その他の方も避難の準備を始めてください。（そのほか、「昨日からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります。」「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。」）

<避難勧告の伝達文例>

こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇小学校へ避難して下さい。

<避難指示の伝達文例>

こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

(4) 伝達手段 → 地域特性に応じた複数の手段を組み合わせる。

- ・ 防災行政無線（同報系）を利用して対象地域の住民全般に伝達（避難勧告と避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- ・ 市町村広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- ・ 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要あり）
- ・ あらかじめ構築しておいた**自主防災組織**の会長等の協力を得ての組織的な伝達体制に基づき、市町村からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系
- ・ 個別受信機）、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達
- ・ **災害時要援護者**等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAX、携帯電話の個別メールや緊急速報メール（NTTドコモのエリアメール等）の活用も含む）
- ・ 自主防災組織等において率先して避難行動を促すような伝達、地域コミュニティ間での**直接的な声かけ**
- ・ ホームページ等に掲載して、インターネット（ツイッター等の活用も含む）による対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- ・ テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼

《事前対策》

→ 電話番号、伝達責任者等の一覧とともにチェックリストを作成しておきます。

【住民等への伝達】

防災行政無線（同報系）

（サイレン吹鳴があった場合には、避難勧告等についての連絡が入ることを事前に周知した上で、サイレンの吹鳴を併用）

広報車・消防車両

車両ナンバー ○○－○○ ○○地区 担当者 ○○○○、○○○○
 ○○－○○ ○○地区 担当者 ○○○○、○○○○

消防団に対しての伝達・・・F A X、電話

	団名	第1連絡者	第2連絡者	連絡責任者
1	A地区消防団	団長 ○○○○ TEL	分団長 ○○○○ TEL	○○課 ○○○○
2	B地区消防団			
3	C地区消防団			○○課 ○○○○
4	D地区消防団			

※第1～第2連絡者の携帯メール（登録者のみ）への一斉送信も併用しますが、連絡責任者は必ず電話による確認をしてください。

○○○市ホームページへの掲載

警察に対して伝達を依頼（連絡責任者：○○○○）

○○警察署 ○○課 ○○係
 TEL FAX

（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要あり）

県を通じ放送事業者への放送依頼・・・F A X

自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・F A X、電話

	団名	第1連絡者	第2連絡者	連絡責任者
1	A地区自主防災会	会長 ○○○○ TEL	副会長 ○○○○ TEL	○○課 ○○○○
2	B地区自主防災会			
3	C地区自主防災会			○○課 ○○○○
4	D地区自主防災会			

※自主防災組織の会長宅へ設置した防災行政無線、第1～第2連絡者の携帯メール（登録者のみ）への一斉送信も併用しますが、連絡責任者は必ず電話による確認をしてください。

※自主防災組織では、あらかじめ組織的な伝達体制を確立しておきます。

【災害時要援護者（高齢者、障害者）への伝達】

災害時要援護者本人及び避難支援者の事前登録のあった携帯メールへの送信

各種団体への伝達

	団体名	TEL	FAX	連絡責任者 (telのみ)
1	〇〇社会福祉協議			〇〇課 〇〇〇〇
2	(福) 〇〇会			
3	NPO 〇〇の会			
4	介護保険事業者 A			〇〇課 〇〇〇〇
5	介護保険事業者 B			

※福祉主管課で作成をしておくとともに、メールアドレスの事前登録を促す。

(5) 災害時要援護者の支援

・「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」（平成17年3月 山梨県福祉保健部障害福祉課）等を参考に、聴覚障害者、寝たきり老人等、災害時要援護者については、避難支援者を数名定める、個別支援計画を作成するなどの支援体制の整備を行います。

支援者を数名定めるなどの支援体制の整備を行う。

・本人への連絡と併せ、支援者への連絡を行うようにします。

《事前対策》

→ ・市町村が中心となって自主防災組織等を活用し、それぞれの災害時要援護者に対し、支援者を数名決めておきます。かつ複数の伝達ルートを検討しておきます。

市町村においては、要援護者情報を積極的に収集し、その共有に努めます。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
→ 保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合がある

ことを参考にし、各行政機関間の情報の共有について、積極的に取り組むことができると解釈できます。

また、要援護者情報の民生委員、自主防災組織等の第三者への提供については、要援護者情報を提供する際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して情報を受ける側に守秘義務を課すことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まります。

・外国人については、避難場所等の周知をするとともに、日頃から地域住民としての役割等の理解を促すなど、地域コミュニティの形成を図ります。

(財) 山梨県国際交流協会ホームページ

http://www.yia.or.jp/yia_jpn/

英語・ポルトガル語・中国語でガイドが作成されています。御覧ください。

(6) 災害時における個人情報の開示方法に伴う留意事項

災害発生時には、地元自治会・自主防災組織、民生委員などのほか、ボランティア等の支援も必要となってきます。円滑な支援活動を行うためには個人情報について、避難その他の支援活動を行う者に対し開示する必要が生じる場合があります。このような場合を想定し、あらかじめ次の点に留意します。

- ① 要援護者及びその家族に対し、支援活動に必要な情報の開示を行うことへの理解を得ます。
- ② 開示する情報の内容は、あらかじめ定めておきます。（「住所」、「氏名」、「配慮を要する事項」など必要最小限の範囲とします。）
- ③ 情報を開示する団体の範囲、方法等について定めておきます。（情報開示の時期についても、あらかじめ定めておきます。）

(7) 自主防災組織を中継点とした情報の伝達及び収集

情報の伝達、収集の責任者を明確にし、次のような活動を行います。

- ① 情報連絡班員は、いち早く区域内の居住者へ避難勧告等を伝達するとともに、被害状況（建物、道路等の被害状況等）を収集し、自主防災組織の会長へ連絡する。
- ② 自主防災組織の会長は、市町村へ報告します。
- ③ その際、「被害なし」という情報も、災害の全体像をつかむための重要な被害情報になるので、報告するようにします。
- ④ 自主防災組織の会長は、情報に基づき適切な判断を行い、消火班の集結や避難を促します。
- ⑤ 災害が発生すると、住民はデマ等に惑わされ、混乱し、被害を大きくするおそれがあるので、住民への情報の提供、指示等は迅速かつ正確に行います。

《事前対策》

→ ・市町村からの自主防災組織を中継点とした情報伝達及び収集のために、通信手段の確保及び運用について定めます。

- ① 集落（自主防災活動の拠点）と市町村との間で相互交信が可能な通信手段の整備をします。
- ② これらが未設置の場合は、市町村と自主防災組織の間であらかじめ何らかの伝達

手段（例えば、サイレン、鐘、広報車等）を決めておきます。

- ③防災無線を設置している場合、特に相互交信が可能な移動系無線においては、同時に複数移動局が発信すれば混信が生じ、全く使用不能となるので、情報連絡班長の通信統制に整然と従う運用体制を確立しておきます。
- ・自主防災組織から市町村に対する報告様式を定めるなど、自主防災組織が収集すべき標準的な項目を示しておきます。

3 避難勧告等の意味合い・役割

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は避難行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

○避難準備（要援護者避難）情報

(1)市町村長が避難準備情報を出したときは、速やかに避難所の開設にあたります。

- ・避難準備情報により、災害時要援護者の避難が開始されることとなりますので、市町村、自主防災組織においては避難所開設準備にかかります。
- ・避難準備情報より前に、自主避難も想定されることから、住民の避難に関し、情報を収集する必要があります。（自主防災組織は自主避難を実施した際には、場所、人数等を市町村へ報告します。）
- ・特に情報伝達は、本人だけでなく避難支援者に対しても行う必要があります。（避難支援者とは、災害時要援護者を避難所まで安全に避難させるため、自治会、福祉関係者等で平時からお願いしている協力者で、要援護者の体調や障害の状況等を考慮して避難誘導します。）

(2)住民は、家族との連絡体制（連絡方法、避難場所等）を確認します。

(3)住民は非常持出し品を用意をします。家庭構成等を考慮して各家庭で必要な物を選びます。

○非常持ち出し品（例）

- 携帯用飲料水
- 食品（アルファ米、乾パン、ビスケット）
- 貴重品（多少の現金、預貯金通帳など）
- 救急用品（常備薬）
- ヘルメット・防災頭巾
- 懐中電灯（予備電池）
- 携帯ラジオ（予備電池）
- カイロ
- 笛（ブザー・非常ベル）
- 筆記用具（ノート、鉛筆）
- 免許証、保険証
- 毎日飲んでいる薬
- 下着、衣類、手袋
- 女性用の持ち出し品（生理用品、洗浄綿）
- 赤ちゃん用の持ち出し品（粉ミルク、ほ乳ビン、紙おむつ） など

(4)特に避難行動に時間を要する災害時要援護者は避難を開始します。

- ・「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル（平成17年3月 山梨県福祉保健部障害福祉課）」を参考に、災害時要援護者の避難行動を支援します。
- ・避難支援者の協力を得ながら、災害時要援護者の避難を開始します。

○避難勧告

(5)計画された避難場所への避難行動を開始します。

- ・通常の避難行動ができる住民は自主防災組織の指示で、住宅近くの一次避難地、指定避難所に避難する。
- ・避難勧告の対象地域外に所在する親戚、友人の居宅などに避難する場合も想定されます。
- ・避難を行わない住民については、その世帯の状況の把握に努め、避難指示が発令された際は、その情報が対象となる住民に速やかに伝わるよう体制を整備します。

《事前対策》

→・なお、身体への危険が間近に迫っているが、避難場所まで避難する時間がない場合を想定した、「垂直避難」の実施方法についても検討しておきます。

- ①水害の場合 自宅や隣接する建物のうち、堅固な建物の2階などへ、緊急に避難する。
- ②土砂災害の場合 周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固

な構造物)の2階以上(傾斜面と反対側の部屋)に避難する。

○避難指示

(6)避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させます。

(7)いまだ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合には生命を守る最低限の行動をします。

- ・自主防災組織は各家庭をまわり、直ちに避難行動を開始するか、生命を守る最低限の行動をとるよう呼びかけます。

(8)避難しない人がいるときは、市町村は危険度に応じた呼びかけを行うとともに、救出体制の強化を図ります。

- ・同じ避難勧告・指示の対象地区でも危険度に大きな違いがあるため、次のような区別をし、危険度に応じた呼びかけを行います。
 - ①特別危険地区：2階以上まで浸水する危険がある等の地区
 - ②危険地区：2階に避難すれば安全な地区
- ・一定の被害を想定して、現行の救出体制の弱点を明らかにし、事前に救出体制の強化を図ります。

(9)避難が長期に及ぶ場合は、災害時要援護者を「福祉避難所」に移送します。

- ・災害時要援護者に対し、保健・医療・福祉サービスを提供できるよう、福祉避難所をあらかじめ指定し、協定を結ぶなどの体制を整えておきます。
- ・福祉避難所は、老人福祉センター、地域の福祉センター、デイサービスセンター等の各種社会福祉センターや介護老人保健施設など要援護者の利用しやすい建築構造の建物が適当です。

4 危険区域

(1)土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

(2)土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

(3)急傾斜地崩壊危険箇所

「がけ高が5m以上」「斜面角度が30度以上」「人家・公共施設があるか、または将来に人家が立地する可能性がある」箇所で、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため指定した、崩壊のおそれのある急傾斜地です。

(4)土石流危険溪流

溪床勾配が1/20(3°)以上であり、土石流が発生した場合、被害が予想される人家が5戸以上(又は公共施設)がある溪流です。

(5)地すべり危険箇所

地すべりは、山地や、丘陵地の斜面などの一部が地下水等に起因して徐々に下方へ移動していく現象で、その危険のある箇所です。

5 富士山に係る噴火警報等

噴火警報等の発表状況		避難対象地域	市町村長の避難対応		
			住民に対して		一時滞在者に対して
噴火警報	レベル		一般住民	(災害時要援護者)	(入山者、観光客等)
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	第1次避難対象範囲	-----	-----	当該地域内からの下山及び入山自粛等の呼び掛けを実施。
噴火警報	レベル4 (避難準備)	第1次避難対象範囲	避難勧告又は指示を実施。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
		第2次避難対象範囲	避難準備の呼び掛けを実施。(避難所の開設)	避難勧告又は指示を実施。(避難所の開設)	当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛け等を実施。
		第3次避難対象範囲 (災害時要援護者避難範囲)	必要に応じて、避難準備の呼び掛けを実施。	避難勧告又は指示を実施。(避難所の開設。)	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛け等を実施。
噴火警報	レベル5 (避難)	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲	第1次避難対象範囲には、避難勧告又は指示を継続し、第2次避難対象範囲には、避難勧告又は指示を行う。(当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
		第3次避難対象範囲 (災害時要援護者避難範囲)	避難準備の呼び掛けを実施。(避難所の開設)	避難勧告又は指示を実施。(避難所の開設)	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛け等を実施。
噴火警報が発表された後に噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、とき		第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を継続する。		
		第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛け等を実施。
		第3次避難対象範囲 (災害時要援護者避難範囲)	必要に応じて、避難準備の呼び掛けを実施。	避難準備の呼び掛けを実施。	

噴火警報が発表されずに噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示の実施。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認したものは、避難勧告又は指示を待たずに直ちに当該地域から避難する。		
	第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	避難準備の呼び掛けを実施。 (避難所の開設。)		当該地域内からの下山の呼び掛け及び入山自粛の呼び掛けを実施。
	第3次避難対象範囲(災害時要援護者避難範囲)	必要に応じて避難準備の呼び掛けを実施。	避難準備の呼び掛けを実施。(避難所の開設。)	当該地域内の観光自粛等の帰宅呼び掛け等を実施。
溶岩流が発生し火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第3次避難対象範囲(災害時要援護者避難範囲)内、溶岩流の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施。		
	溶岩流の流下により、その影響が第3次避難対象範囲(災害時要援護者避難範囲)を越えることが予想される範囲	避難勧告又は指示を実施。		
降灰予報が県内を対象として発表されたとき	降灰が予想される範囲	降灰時における注意の呼び掛けを実施。		
火口周辺警報及び噴火警報で大量の降灰がある旨発表されたとき	大量の降灰が予想される範囲(概ね30cm/日)	避難勧告又は指示を実施。		
火口周辺警報(レベル2:火山周辺規制)発表されたとき	噴火が予報される火口周辺	火口の出現の状況に応じて、必要となる立入規制を行う。		

6 避難誘導、安否確認

(1) 集合場所、避難場所

- ・市町村は、地域防災計画において避難地・避難所を選定しておきます。
- ・自主防災組織は、一次避難地となる場所を選定し組織の防災計画に定めておきます。
- ・集中豪雨、台風、長雨等により山崩れが起りやすい斜面、地すべりが起りやすい山の斜面、土石流が起りやすい溪流、河川の増水・堤防の越水等による浸水の恐れがある指定避難所等について、住民は前もって代替の指定避難所を市町村と協議し、決めておきます。
- ・2-(5)において記載した「垂直避難」を想定した避難方法等についても合わせて検討を行います。

(2) 安全な経路

- ・避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案の上、あらかじめ、第2、第3のルートを選定して計画を立てておくようにします。
- ・がけ崩れの恐れがある斜面や土石流発生のある恐れがある溪流の通過は避ける恐れがあります。また、土石流発生のある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることは避けるよう留意する必要があります。

(3) 避難誘導 → 責任者の指示により、組・班単位でまとまって避難

- ・住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自己地域の目印となるものを携帯します。
- ・避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意します。
- ・組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討する。
- ・自主避難をした際は、市町村へ避難場所、人数等を報告します。

< 自主避難 >

台風、長雨等により、河川の異常増水や水量の急増による岩石の流出、異音などの現象から危険と判断される場合、市町村からの防災行政無線等の避難勧告・避難指示を待たずに、自主防災組織の会長の判断等により自主的に避難します。

(4) 安否確認 → 組・班単位で実施

- ・自主防災組織では、あらかじめ世帯台帳等を備え、一次避難地等で人員の確認を行います。不明な人がいる場合、手分けをして安否確認を行います。
- ・自主防災組織は、避難者名簿により、民生委員の協力も得て、安否確認をします。

第2章 地震

平成23年3月の東日本大震災や過去の地震災害におけるとおり、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊、ライフラインの途絶、長引く余震の影響で避難所へ避難するケースが出てきます。

平成17年5月に公表した「山梨県東海地震被害想定調査」では、最大で109,000人にも及ぶ避難者を想定しており、地震被害が大きければ大きいほど避難生活は長引きます。

こうしたなか、東海地震については観測体制の整備が進められており、発生の直前予知の可能性があるとされています。市町村が定める事前避難対象地域の住民に対しては、東海地震に係る「警戒宣言」の発令により市町村長から避難勧告又は指示が出され、住民は避難を開始します。

1 自宅等の耐震性の把握

地震においては、自宅等の耐震化が施されていれば、基本的には避難を要しませんが、事前にその耐震性を把握しておく必要があります。現在、市町村において、**耐震診断を実施**しており、その普及・啓発が重要になります。また、耐震診断の結果、大破の危険がある場合には、**耐震改修の補助を実施**している市町村もあるので、併せて普及します。

また、**家具の固定、落下防止対策**により避難行動を回避、短期化させます。

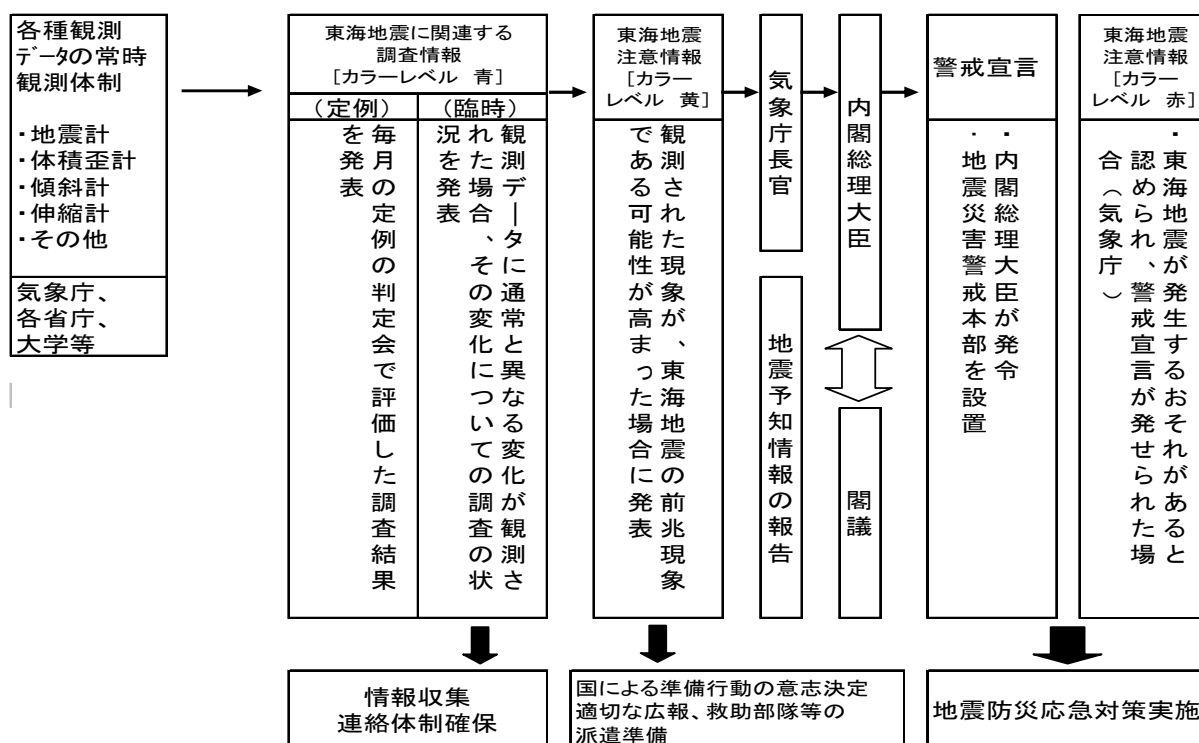
2 情報の伝達及び収集

「第1章 一般災害」を準用します。ただし、大規模地震の際は、風水害等と違い、電話は防災関係機関の発信を優先させるため、発信規制がかけられ、輻輳することが予想されます。そこで、市町村及び自主防災組織では、電話がかけられないことを想定した**複数の情報連絡体制を確立**しておく必要があります。

(1)市町村は、状況に応じ、住民に対し必要な情報を伝達します。

ケース	情報の内容
東海地震に係る関連情報等が発せられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震に関連する情報、警戒宣言、 ・被害を軽減するために必要な情報（交通規制、避難の勧告又は指示等） ・生活情報（交通機関の運行、道路交通、電気、ガス、水道の供給、食料等の需給等の状況）
地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況（火災、崖崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等） ・電気、ガス、水道、電話等の復旧見通し ・避難の勧告又は指示等 ・救援活動の状況 ・給食・給水・生活必需品の配給 ・衛生上の注意等

3 東海地震に関連する情報



○東海地震に関連する調査情報（臨時）

(1)住民は、市町村の防災行政無線やテレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通り行動します。

○東海地震注意情報

(2) 住民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、市町村等の呼びかけや防災計画に従って行動します。

- ・地震に備え、準備行動を実施します。
- ・救急車両を優先させるため、自動車の使用を控えます。
- ・浴槽等へ水を汲み置きます。
- ・家族同士の連絡方法、避難場所の確認を行います。
- ・室内の家具の固定を確認します。（施されていない場合は、実施します）
- ・市町村が定める事前避難対象地域内にある学校からは、児童・生徒の帰宅措置が取られるので、引き取ります。

(3)市町村が定める事前避難対象地域内の住民は、避難をするための準備を行います。

- ・特に情報伝達は、本人だけでなく避難支援者に対しても行う必要があります。
- ・避難支援者は、対象地域の住民が避難準備の段階であり、要援護者が必要に応じて事前避難すべきことを、要援護者宅に出向いて伝え、合わせて、避難をする理由の説明、非常持出し品等の準備や避難方法等についての助言をおこないます。
その上で、必要に応じて、要援護者の事前避難の支援を行います。

非常持ち出し品（例）

- 携帯用飲料水
 - 食品（アルファ米、乾パン、ビスケット）
 - 貴重品（多少の現金、預貯金通帳など）
 - 救急用品（常備薬）
 - ヘルメット・防災頭巾
 - 懐中電灯（予備電池）
 - 携帯ラジオ（予備電池）
 - カイロ
 - 笛（ブザー・非常ベル）
 - 筆記用具（ノート、鉛筆）
 - 免許証、保険証
 - 下着、衣類、手袋
 - 女性用の持ち出し品（生理用品、洗浄綿）
 - 赤ちゃん用の持ち出し品（粉ミルク、ほ乳ビン、紙おむつ）
- など

非常備蓄品（例）

- 飲料水 1人1日3リットル 最低3日分
- 保存食 アルファ米、乾パン、インスタント食品、缶詰類（缶切り）、ビスケットなど 最低3日分
- 下着、衣類
- 赤ちゃん用 粉ミルク、ほ乳ビン、紙おむつ など

○警戒宣言

(4)市町村が定める事前避難対象地域に係る住民は避難行動を開始します。

- ・市町村長は、地域防災計画で指定した**事前避難対象地域内の住民に対し、避難勧告又は指示**を行うとともに、当該地域に係る**避難所を開設**します。
- ・住民は自主防災組織の指示で、住宅近くの一次避難地、指定避難所に避難します。
- ・災害時要援護者の**避難行動を支援**します。

《事前対策》

→市町村では、事前避難対象地域の住民に対しパンフレット、案内板等により周知します。

（周知する内容）

- ・地区の範囲
- ・避難場所
- ・災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ・避難路
- ・車両による避難が行われる地域及び対象者
- ・避難勧告又は指示の伝達方法

<事前避難対象地域>

事前避難対象地域は、市町村長が概ね次の基準により定めます。耐震性の有無にかかわらず、**地域自体が危険な箇所**にあたります。

- ・がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ・崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ・その他市町村長が危険と認める地域

(5)自主防災組織は避難、初期消火、救出・救助等初動体制を整えます。

- ・ 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ・ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ・ 避難場所の点検及び収容準備
- ・ 負傷者の救護準備
- ・ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

警戒宣言が出されると…

鉄道 バス タクシー	原則として運行停止になります。鉄道は最寄りの駅に停車するか特急については、可能な限り強化地域外に出ます。	デパート	耐震化の確保されている店舗においては極力、食品及び生活必需品を中心として営業されます。
病院 診療所	外来診療を原則中止し、帰宅可能な入院患者の家族への引き渡しを実施し、重傷患者への治療体制の確立を図ります。	電話	可能な限り確保されますが、輻輳が予想される場合は、状況により規制されます。緑色・黄色・青色の公衆電話は、規制されても通話が確保されることになっています。
郵便局 銀行	原則として普通預金の払い戻しを除き通常業務を停止、耐震化の確保されている店舗については、極力ATMを継続稼働させます。	電気 ガス 水道	平常どおり供給が継続されます。しかし、火気器具はできるだけ使用しないようにしましょう。
幼稚園 学校	注意情報で、授業の打ち切りを実施し、児童・生徒の家族への引き渡し、集団下校を実施します。警戒宣言においては、事前避難の避難所として避難者の受入れを開始します。	交通規制	緊急車両を除き、自動車の通行は規制されます。

4 避難誘導、安否確認

(1) 集合場所

- ・市町村は、地域防災計画において避難地・避難所を選定します。
- ・自主防災組織は、地域の地形、地域内の危険物の所在の状況等を考慮し、**一次避難地となる場所を選定**し組織の防災計画に定めておきます。
- ・避難所の**耐震性の有無を確認し、代替の施設を検討**しておきます。

(2) 安全な経路

- ・避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案の上、あらかじめ、第2、第3のルートを想定して計画を立てておくようにします。

(3) 避難誘導 → 責任者の指示により、組・班単位でまとまって避難

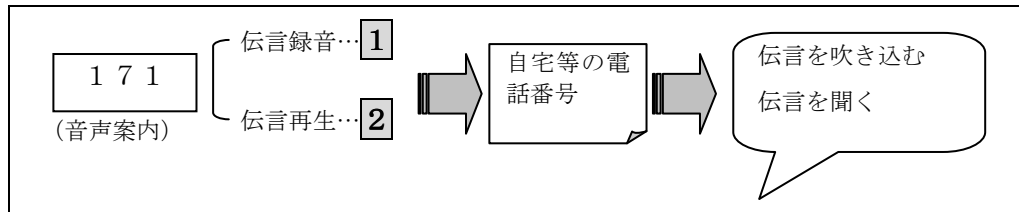
- ・住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自己地域の目印となるものを携帯します。
- ・避難誘導班員は、住民が**不必要な荷物を持たない**よう注意します。
- ・自主避難をした際は、**市町村へ避難場所、人数等を報告**します。
- ・瓦やガラスなどの落下物に注意し、ブロック塀、自動販売機の近くを歩かないようにします。

(4) 安否確認 → 組・班単位で実施

- ・自主防災組織では、あらかじめ世帯台帳等を備え、一次避難地等で人員の確認を行います。不明な人がいる場合、手分けをして安否確認を行います。
- ・自主防災組織は、避難者名簿により、民生委員の協力も得て、安否確認をします。
- ・家族同士、友人知人の安否確認は災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話による災害用伝言板等のサービスによりを行います。

<災害用伝言ダイヤル 171>

災害発生直後、親戚や友人知人を心配した安否確認の電話が被災地に集中するため、固定電話、携帯電話の回線は輻輳し、つながりません。震度6弱以上の地震や噴火の場合、その地域で災害用伝言ダイヤル「171」が立ち上がります。



5 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護の必要な事態が生じます。建物倒壊などにより消防車・救急車等の緊急車両の走行障害が生じたり、119に電話が集中するため、救急が到着するまで時間を要したり、到着できないことも想定されます。

そのため、市町村は自主防災組織を活用した救出・救護体制を構築するとともに、医療救護体制を整備する必要があります。

(1)市町村もしくは自主防災組織において、資機材の備蓄をします。

(例)

ボール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、敷き板、角材、斧、一輪車、鉄パイプ、防塵マスク、防塵メガネ など

(2)自主防災組織は、安否確認を行い、要救助者がいるときは協力して救助します。

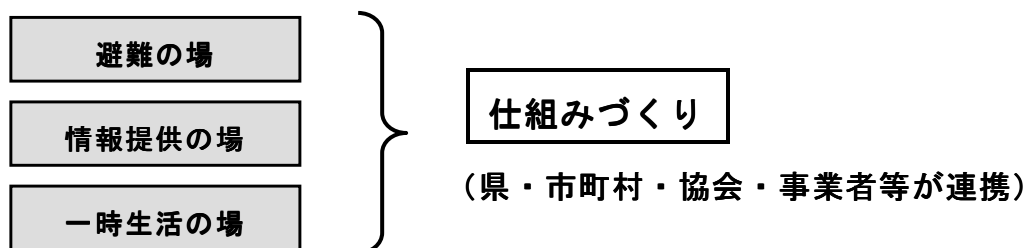
- ・ 自主防災組織を通して、要救護者がいる場合には、市町村へ報告します。
- ・ 市町村は、報告する事項を様式として、あらかじめ標準化しておきます。
- ・ 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請します。
- ・ できるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害発生の防止に努めます。
- ・ 倒壊物の下敷になった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたります。
- ・ 災害時要援護者台帳やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行います。

(3)市町村により、医療救護対策を実施します。

- 地域に医療関係者がいる場合、自主防災組織を通じて、協力してもらいながら、救護活動を行います。
- 負傷者の受入等について、地域の医療機関とあらかじめ協議します。
- 市町村が避難所等に医療救護所を設置する場合は、「**大規模災害時医療救護マニュアル**」（山梨県福祉保健部）により地区医療対策本部（保健所）と連携を図ります。

6 滞留旅客に係る対策

山梨県を来訪する観光客等は遠方からの人が多く、大規模災害が発生した場合には、交通機関が運休する可能性が高いため、帰宅の足を失うことになります。これら帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきものですが、市町村においてもこれらの人々を緊急避難的に保護します。



(1)市町村は、県・宿泊施設・観光協会等と連携し、観光客等のための避難所及び食糧の確保の検討を行います。

- ・地域の観光客数を把握した上で、地域住民及び観光客が避難できるスペースの避難所を確保します。
- ・旅館、ホテル等も避難所として活用することを検討します。
- ・地域の観光客数を把握した上で、3日分の食料、飲料水を確保します。

《参考》

- ・「山梨県東海地震被害想定調査」（平成17年5月）の滞留旅客・帰宅困難者の想定は、8月が1年の中で最も多い。（別添資料参照）
 昼間発災 11万9千人（八ヶ岳高原周辺、富士吉田・河口湖・三つ峠周辺）
 夜間発災 4万9千人（富士吉田・河口湖・三つ峠周辺、山中湖・忍野周辺）
- ・市町村は、宿泊施設、観光施設、旅館組合、観光協会等とともに、災害情報の伝達、被害情報の収集体制を検討し、災害時の役割についても検討しておきます。
- ・県・市町村は、観光地の店や施設等に対して、日頃から観光客等への災害時対応の計画づくり・対策検討を普及啓発します。

(2)観光客等は土地に詳しくないため、市町村はわかりやすい情報提供を行います。

- ・「道の駅」、宿泊業者などの観光施設において、観光客等の一時収容や情報提供等を行うなど、官民間わず災害時の地域防災拠点として活用することを検討します。
- ・避難場所への誘導を円滑に行うため、わかりやすい案内標識の設置や観光地の店・施設等に対して避難誘導を徹底しておきます。
- ・観光客及び県民に対して、観光地や出先で災害が発生した場合の心得について、普及します。

観光地や出先で災害が発生した場合の心得

- ー テレビ、ラジオなどで正しい情報を収集してください。
- ー 施設・スーパーなど外出先で地震が発生した場合、係員の指示に従って行動しましょう。
- ー 車の運転中に地震が発生した場合、徐々に速度を落とし、車を左側に寄せてエンジンを切ってください。
- ー 車を離れるときは、必ずキーをつけたままにし、ドアもロックしないでください。
- ー 電車・バスの中では、つり革や手すりにしっかりとつかまってください。むやみに線路に出るのは危険です。
- ー 強い地震を感じたときや、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表されたときは、すぐに海浜から離れ、安全な場所（高台）に避難してください。
- ー 災害用伝言板、メールなどを使い、遠くの家族、親戚に居場所を伝えましょう。

(3)代替輸送を実施する場合には、帰宅困難者の移送についても行います。

- ・ 鉄道、バス等の事業者が代替輸送を行う場合には、事業者、県及び市町村が連携しながら、帰宅困難者を案内、誘導することが望まれます。

7 集落の孤立化に係る対策

新潟県中越地震では、60を超える孤立集落が発生しましたが、農業集落を単位として平成17年8月に実施した調査（内閣府）によると、同様の地勢を有する山梨県においても、集落の孤立化の可能性のある地域が約500箇所に上っています。

(1)市町村は、集落と外部との通信を確保します。

- ・消防団、自主防災組織、各集落に次のような通信手段を選択して整備を進めます。
衛星携帯電話、簡易無線機、パケット通信（携帯メール等）、災害時優先電話（固定・携帯）、公衆電話、バルーン、のろし
- ・孤立集落への情報発信（地震の情報、各地の被災状況、孤立状況等）のため、市町村防災行政無線の未整備地区への整備を進めます。

(2)孤立集落に係る物資供給、救助活動を進めます。

- ・自主防災組織では、孤立集落の被災状況や住民ニーズの適切な把握を行うため、伝達項目をあらかじめ整理しておきます。
例）負傷者の有無、負傷の程度、孤立集落内の人数、要援護者の有無、備蓄状況
→ 市町村は、様式として標準化しておきます。
- ・市町村では、ヘリコプター離着陸地を選定・確保し、地域防災計画で明示します。
- ・市町村は、被害状況、備蓄の状況等の情報に基づき、自立可能かどうか判断した上で、集団避難を勧告あるいは指示する。

(3)孤立に強い集落づくりを進めます。

- ・公的備蓄のみならず、自主防災組織、個々の世帯において、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を進めます。
- ・避難所等への連続運転可能（少なくとも72時間）な非常用電源の整備など避難体制の強化を進めます。
- ・近隣集落間での人的交流による情報の伝達、共有体制を強化したり、連携した防災計画を作成するなど、アクセス可能な集落間での応援体制を構築する。

8 外国人に対する対策

山梨県に居住する外国人や来県する外国人観光客等は年々増加しており、災害が発生した場合には、文化や習慣の違いや言語の違いによるコミュニケーションに注意して対応する必要があります。

(1) 外国人とひとことで言っても、その構成は多様で、文化や習慣の違いによる多様なニーズがあることを前提とした対応が必要です。

- ・外国人と接する場合、日本では一般的なことで特別な配慮を要しないことであっても、外国人にとっては理解できず、すぐに行動できない場合があります。
- ・災害時は情報が不足するため、外国人も非常に不安になっていますので、焦らず落ち着いて説明をするように心掛けてください。
- ・地震が非常に少ない地域から来た外国人は、地震になれた地域に暮らす人よりも不安が大きいため、まずは基本的な情報を伝える必要があります。

(2) 災害時に抱える外国人の不安を軽減するための課題は、言葉の壁をめぐる情報提供のあり方です。

- ・災害時に多様な外国語による情報提供は困難ですが、「絵や写真」による説明やひらがなを多用した理解しやすい「やさしい日本語」の活用などを進めることで対応が可能です。
- ・外国人の不安を軽減するため、情報提供は通訳や特定の方に任せておくのではなく、一般の方も、ゆっくりとした日本語で声をかけてあげる気配りが大切です。
- ・カタカナ語は誤解を招き、伝わりにくい場合がありますので、注意が必要です。

(3) 平常時から外国人対策が必要です。

- ・混乱した災害時に対応が遅れないよう、日頃から避難場所等で使用する多言語情報提供シートを印刷しておくなど、情報伝達に必要な資料の準備を進めます。
- ・地域の外国人住民と共に防災訓練やセミナーなどを通じてコミュニケーションをとり、所在を把握します。
- ・地元の支援者と外国人支援者の広域的なネットワークによる相互連携を活用し、災害時の安全・安心を確保します。